

入札監理小委員会
第684回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第684回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月16日（火）15：52～17：30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○知財総合支援窓口運營業務（独立行政法人工業所有権情報・研修館）

○消防大学校施設の管理・運営等業務（総務省）

○産業技術総合研究所の設備等維持管理業務（つくば西－7棟）

（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、
清水専門委員

（独立行政法人工業所有権情報・研修館）

地域支援部 部長 場崎 恭生

〃 部長代理 中島 順也

（総務省消防庁 消防大学校）

庶務課 課長 清田 義知

〃 主査 田浦 武徳

（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

T I A推進センター ユニット長 一木 正聡

〃 審議役 徳田 澄男

〃 主査 江藤 弘

総務本部調達部 相談役 五十嵐 直幸

〃 調達管理室長 吉田 英三

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官

(独立行政法人工業所有権情報・研修館入室)

○事務局 それでは、ただいまから第684回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「知財総合支援窓口運營業務」の事業の実施状況につきまして、独立行政法人工業所有権情報・研修館、地域支援地域支援部、場崎部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○場崎部長 ただいま御紹介いただきました、独立行政法人工業所有権情報・研修館の地域支援部長の場崎でございます。我々の組織名につき、説明の中では略称であるI N P I Tという名称で御紹介すると思っておりますので、あらかじめ御承知おきいただけますと幸いです。

それでは、知財総合支援窓口運營業務の実施状況について、資料1に沿って内容を説明させていただきます。

まず、1つ目のポツの(1)と(2)の業務の概要ということでございます。本業務については、47の都道府県ごとに、地域の中小企業が抱える経営課題を知的財産の側面から支援する知財総合支援窓口というものを設置して、そこに企業から寄せられる様々な課題の解決に向けて相談対応する。その相談対応の方法としまして、各種専門人材、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイナー、企業OBなどを活用して、各地域の中小企業支援機関と連携して様々な支援を実施するものでございます。

(3)の実施期間は、令和4年度と令和5年度の2年間の業務でございます。

事業者の決定経緯でございますが、47の都道府県ごとに入札しておりまして、今期の調達では、このうちの36の都道府県、36か所において複数応札ということになってございます。なお、市場化テストの第1期、令和2年度、令和3年度においては、22の都道府県において複数応札だった頃と比較いたしますれば、着実に複数応札が増加しているという状況でございます。

今回の調達でございますが、前回同様に、入札参加者から提出された企画提案書を技術審査委員会で審査して、いずれも評価基準を満たしていることを確認して、さらに開札を行って、予定価格の範囲内である者に対して総合評価方式で決定した。いわゆる総合評価落札形式ということで実施してございます。

応札及び落札の状況は、2ページ目、3ページ目に一覧表で掲載のとおりでございます。自治体の名称を太字で記載している部分が複数応札のあった都道府県ということで

ございます。

3 ページの下側の 2 ポツの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価というところに移らせていただきます。入札の実施要項の要求水準のときにアンケート調査、CS アンケートのようなものを実施して、そのうちに肯定的な評価、5 段階で、「1 満足」「2 やや満足」「3 どちらとも言えない」「4 やや不満」「5 不満」ということで、そのうちの 1 と 2、「満足」と「やや満足」を足したものが 80% 以上になるようにということを目標としていたところでございますが、全国平均で 1 と 2 を足したものが 99.3% と、要求水準を大きく上回る実績ということでございます。ちなみに 1、最上位である「満足」だけでも全国平均で 95.3%、一番低い都道府県においても 85.1% というところでございます。

次に、3 番目の業務の実施状況というところに移ります。今回の調達において、落札事業者、変更のあった箇所が幾つかあるわけでございますが、事業の開始に際して準備期間を十分に取ることができるようなタイミングでの開札時期ということを考慮して、実施しております。その結果、事業の開始当日、令和 4 年 4 月 1 日でございますが、そこから当然、円滑に運営を開始してきております。

また、新型コロナウイルス対策などという面もあって、リモートの相談体制も着実に定着してきておりまして、それも含めて弊館の KPI である相談件数の目標も滞りなく達成してきている。加えて、他機関との連携件数というものも、9,000 件という目標を立ててございますが、それを大きく上回る 1 万 5,000 件以上の実績を上げてございます。

4 ポツの実施経費の状況及び評価でございますが、従来経費と比較してということで、市場化テスト前の平成 30 年度、31 年度と比較してございますけど、額面上では 5 億 5,500 万円の削減で、約 15% の減と。数字の上ではそういうことでございます。

ただし、これは入札参加者の増を狙ってというか、参入しやすいように一部の業務をこの業務から外に切り離した結果というものもございまして、専門人材を活用した場合の専門家の旅費または謝金の支払い、これについて他の事業に整理・移管しまして、他の事業にその業務を持っていった結果、本業務での業務負担は軽減しており、業務負担軽減によって参入者の増を狙ったわけでございますが、その分、当然事業費のほうも削減しておりまして、その相当の経費というのは約 4.2 億円でございます。

ですから、これを考慮すると、実際の減額、削減というのは約 1 億 3,500 万円、4.3% の削減ということであろうと見てございます。

次に、5ポツの受託者が実施した創意工夫ということでございます。これは3点ほど書いてございます。

まず、1つ目ですが、私どもI N P I T本体においてもいろいろなところとの連携、いろいろな支援機関、金融機関等々との連携協定というものも結んで連携強化してございます。特に金融機関の人たちとの連携というのも非常に重要でございまして、そういう施策を進めているところでございますが、各地域の地元の信金ですとか金融機関、これと各窓口の受託事業者が、各地域において連携協定を結ぶということが相当の地域で出てきておりまして、金融機関との独自の連携というものも進んできている。中には金融機関のOBを窓口の相談員として確保している窓口も、事例としては存在してございます。

次に、I N P I T本体が日本商工会議所と連携協定を一昨年度結んだのですけれども、これに呼応するかのように各地域において、実際の集まりである各地域の商工会議所の窓口を独自訪問して、連携強化の活動するのは当然なのですけれども、さらに各商工会議所の経営指導員を、研修と言うとちょっとおこがましいのですが、各経営指導員に対する研修というものを各窓口で独自に開催しているなど、連携・協力する事例というのが増えてきております。

あとは各地域における広報活動も、地域性を生かしてそれぞれの取組をしていただいています。記載してございますようにリスティング広告、ユーチューブ、ケーブルテレビ、ラジオ、バスのラッピングなど、それぞれ工夫を凝らして実施していただいているところでございます。

6ポツの競争性改善のための取組と分析というところでございます。

まず、取組のほうでございます。幾つか書いてございますが、前回に引き続いて、総合評価落札方式を採用しています。金額面、価格面の両方を考慮して競争できるようにして実施しています。

次に、応札可能性のある者に積極的に声がけし、また入札説明会はオンラインで実施として、それも複数日、3日間に分けて開催ということで、利便性と参加機会の向上をはかっています。

あと、3つ目に業務情報のさらなる提供ということで、事業責任者向けのガイドラインや相談業務を実施していく上での実務ガイドラインなど、内部のマニュアル的なものを積極的に提供して、業務を実施していない者にとっても業務内容のイメージが湧くような理解促進に努めてきたところでございます。

あと4つ目、準備経費の一部負担ということで、契約締結後、実際には令和4年3月に契約を締結してございまして、そこから実際の業務を開始するまでの間の経費の一部負担ということで、例えば回線を確保して、実際は3月中から日割りで発生するものでございますけど、そういった回線の賃借料などの経費もこの事業で支払えるようにしました。

次に、事業資金の負担軽減ということで、言葉を選ばずに申し上げると、運転資金的に、事業を実施していく上で資金がショートしないように柔軟に概算払いということで、年度の途中での精算、その費用の支払いというものも柔軟に対応してきてございます。

最後に、公募期間の確保ということで、提案書の作成には十分な期間であろう2か月以上の期間を確保してございました。

次に、これらの分析でございますが、1者応札が継続している要因として、47都道府県のうちの11県が1者応札となっております。このうち、第1期から引き続けているのは7県でございますが、それらについてということなのですけれども、複数の地域に応札している事業者へヒアリングしたわけでございます。その事業者の意見としては、それぞれの進出しようとするところに拠点があるかどうか、あと全体の落札額を参考に、どのくらいの規模の事業費、予算規模か、あと立ち上げるための準備がしっかりできるか、そのための運用していくための人員の確保がしっかりできるかということを総合的に勘案して、実際に入札に参加するかどうか、どこに入っていくかということを検討しているということでありました。

これらの要件を満たすことができなかった地域で、当然参入できないという判断をしたというふうに聞いてございます。また、度重なる調達の結果というか、これまでの調達の繰り返しによって落札価格自体が安価となってきておりまして、当然、人件費は大きな要素でございますが、人員の確保も少し難しくなりつつあるというところも一部聞いてございます。

複数応札となった要因でございます。47都道府県のうちの36都道府県で複数応札があったわけでございます。我々としては、競争性は大きく改善しているというふうに認識しております。第1期が22か所であったことを考えれば、さらに14の地域で増えたということでございます。これは1期もその前から比べると当然改善はしていたわけでございますが、さらに改善したということは、調達方法を総合評価落札方式に変えたことによって金額面、あと実際の業務の内容、その両方の評価をすることであるわけですが、新規に参入する事業者にとっては、新たに自分たちが工夫を凝らすことで、ある程度の落札の

見込みがつけられやすくなって、参加の意欲も向上したのであらうと見てございます。

第1期に新規に参入した事業者、これは第1期の2年間で実際の経験を積んで、その実績によって、さらに別の地域へ参入してみようかという意欲が芽生えたという事業者もおりまして、そういう声も聞いてございます。

さらに複数応札の地域でございますが、こちらについて、当該地域に支店を有しているかどうか、あとは他の機関から類似の事業を受託しているような事業者もあって、そういった事業者は地域内に活動の地盤を有しているということになりますので、それが応札するかどうかの要因だということも聞いてございます。

1者応札解消のための検討でございますが、依然として、本業務については対面での相談によるユーザーニーズが多くございます。また、実際の試作品というか、見本というか、現物に近いもの、あと工場ですとか企業、会社への現地訪問などによって技術的な課題の詳細を把握することが可能で、そういったことが深い支援が可能となるわけですが、そういったこともあります。

各都道府県のいろいろな支援機関、よろず支援拠点ですとか、中小企業支援センター、これは各都道府県ごとでございますが、こういった連携というものも有効だと思っておりますし、各都道府県ごとに策定している地域知財活性化行動計画、これは特許庁が取りまとめてございますが、各都道府県でKPIを策定しております。それにも本事業は寄与しているといったところでございまして、さらに先ほど説明を少しいたしました日本商工会議所との連携協定をきっかけとして、各地の商工会議所との連携・強化の機運が高まっている状況があります。こういったことから、全国47都道府県ごとにこの窓口を設置することは必要不可欠であると、我々は思っております。

また、調達方法、資金面での負担軽減は、6.(1)で説明させていただいた取組を引き続き実施することとしますし、それに加え、参入障壁などについては現行事業者にヒアリングするなど、検討していきたいと思っております。

7番、全体的な評価でございますが、記載のとおり、法令違反等はありませんでした。外部有識者のチェックについても、外部の有識者による監視委員会を設置して、サービスの質やコスト削減を図っております。

競争性の確保についても、先ほどの6.(1)の改善を実施したところでございまして、応札の状況、受託者の決定も説明のとおりでございまして、全国の多くの地域で競争環境が醸成されたことにより、8割弱に相当する30都道府県において複数応札となったとい

うことでございます。

確保されるべき質の達成状況、これもアンケート調査でございますが、説明のとおり、目標の80%を大きく上回って達成してございます。

従来経費との比較も、先ほど御説明のとおりでありますし、応札者が増えたことによって価格面での競争が生じた結果、さらに従来経費に比べて削減できたものと推測してございます。

最後に8ポツ、今後の事業でございますが、これまで述べたとおり、本事業について、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準というものを満たしているものと思っております、良好な結果となっております。今後の業務に当たっては、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、情報公開に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたいと思っております。

私どものほうからの説明は以上でございますが、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして事務局から説明いたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 事務局から、事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。資料A-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、実施機関からお話がありましたので割愛いたします。

評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

令和4年4月から令和5年3月までの1年間の実施状況についての報告に基づき評価を行っています。

サービスの質につきましては、利用者アンケート調査の結果、肯定的な評価率は全国平均99.3%であり、適切に履行されていると評価できるかと思います。

経費につきましては、実施経費と従来経費を比較して15%減少しています。しかしながら、従来経費には他事業に移管した経費が含まれておりますので、その経費を差し引いて実施経費と従来経費を差し引きますと、4.3%削減されております。

なお、36都道府県で実施経費の削減をしているものの、11都府県の実施経費が増えています。これらの都府県については、中小企業拠出者数をもとに業務を追加しているた

め、相談員等の増加等によって実施経費が増加しているものです。市場化テスト前は、47都道府県のうち熊本県を除いて46都道府県で1者応札となっており、競争性に課題がございました。企業ヒアリングなどで運転資金の確保に不安があるという声を踏まえ、概算払いの請求を可能とする見直しや競争性改善のための取組を行い、36都道府県で複数応札となりました。その結果、市場化テスト前と比べ競争性は改善されました。

1者応札となった神奈川県、岡山県、福岡県、熊本県は、市場化テスト1期目で複数応札となっており、潜在的に競争性がある地域かと思えます。しかしながら、山形県、群馬県、長野県、新潟県、鳥取県、高知県、宮崎県は、市場化テスト1期目、2期目ともに1者応札となっており、今後はこれらの県について、入札参加を促す努力を引き続きすべきと考えます。

本事業につきましては、47都道府県ごとの契約により実施しており、3分の2以上の都道府県で競争性が確保されています。事業の実施期間全般の状況も勘案しますと、競争性は確保されていると総合的に判断できるかと思えます。

評価のまとめです。質につきましては、利用者アンケート調査の結果、肯定的な評価率は全国平均99.3%であり、評価することができるかと思えます。

また、民間事業者の改善提案につきましても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的、政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

経費削減効果につきましても、4.3%削減が認められました。また、47都道府県のうち、36都道府県で複数応札となり、事業の実施期間全般の状況も勘案しますと、競争性は確保されていると総合的に判断できるかと思えます。

以上のことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

なお、市場化テストを通じて取り組んできました新規事業者が参入できる環境整備につきましても、今後も実施機関が自ら進める努力を続けていくことを求めたいと思えます。

以上になります。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1でございます。資料1のおめくりいただいて2ページ目でございます。応札者数と落札者の名称が書かれた表を今拝見しているところなのですけれども、応札者数は大体2者が多くて、沖縄県だけが3者だったと記憶しております。それから、落札者の名称を拝見すると、大体各都道府県の発明協会、企業活性化関係の産業振興関係の公社、それから資格試験の予備校の3種類ぐらいかと拝見したところでございます。

それで、ページおめくりいただいて5ページ目でございます。5ページ目の一番下、6の競争性改善のための取組と分析の部分の一番下でございます。調達に当たっては、応札の可能性のある者に対して、積極的に声がけをなされた模様でございますけれども、具体的に応札の可能性のある者としては、先ほど拝見したような発明協会、産業振興関係の組織、それから予備校、それ以外どのような業態のところにお声かけをなされたのでございましょうか。

○場崎部長 INPITの地域支援部、場崎でございます。回答は部長代理、中島からさせていただきます。

○中島部長代理 INPIT、中島と申します。ここに加えて、知財総合支援窓口以外の業務を担っている県の機関というのがあるのですけれども、中小企業支援センターみたいなところですか、あるいは別の企業というか、過年度の入札説明会に説明してきていたような企業にもお声がけしているという状況でございます。

以上になります。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

念のため、終了プロセス自体、僕は異議ございませんけれども、今後なるべく裾野を広げるという観点から申し上げるところでございますが、例えばですけれども、特に大きな特許事務所等、この辺りは入札をしてくれる可能性というのがありますでしょうか。

○場崎部長 INPITの地域支援部、場崎でございます。特許事務所と直接の交渉というか、調整はしたことはないのですが、特許事務所となりますと主たる構成員は弁理士でございますけど、弁理士それぞれ人件費もそれなりに高うございますので、それに見合った人件費が確保できる事業にはなっていないので、あまり直接のプレーヤーとしては興味がないのかと思っております。むしろ専門家として弁理士をたくさん活用してございますので、弁理士については恐らく専門家としての活用を期待しているのではないかと我々のほうでは思っているところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。もしも実施要項上問題がないのであれば、弁理士の

先生は要所だけ出てきて、ほかの単価の安い方々、資格を持ってない方々も恐らくいらっしやると思いますので、うまく実施要項をつくれれば裾野が広がるかもしれませんので、御検討いただければと思いました。ありがとうございます。

○場崎部長 こちらこそありがとうございます。なかなか我々の気づかない観点の今御質問でございました。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 小松です。今のお話に関連するのですが、1万数千件という相談内容なのですが、まず最初に伺いたいのは、相談というのは各都道府県で完結しているのですか。

○場崎部長 I N P I T、場崎でございます。件数を訂正いたします。1万5,000件というのは連携件数でございます、相談件数は12万件を超えてございます。

御質問の回答でございます。各窓口ではほぼほぼ完結はできております。各地域において。一部窓口内で完結できないものについて、各種専門家を派遣して対応するという構造になってございます。ですから、窓口の担当者だけで完結できないものについては専門家をさらに投入して解決する。あとは資金調達みたいなものと、我々のほうでは支援できないので、各都道府県に存在している中小企業支援のほかのそういった機関に御紹介して連携支援をするということでございます。したがって、地域において解決しているというふうには言えるかと思えます。

○小松専門委員 それで、質問の内容を分析しておられるかどうかよく分からないのですが、よくあるやり方としては、過去の質問事例からQ&Aというのをつくって、多分似たような相談がかなり多いのではないかと、そうすると過去の事例から見ても、Q&Aがあれば簡単に答えられるようなものも相当数あるような気がします。それはそれで、逆に言えば専門家でなくても、ある程度知識があれば対応できるというふうになるだろうと思うので、そういうやり方をまずされたらどうか。それは結局、各県でやるのではなくて、全体を集約して過去の質問事例を分析して、どこかでそういうQ&Aみたいなものをおつくりになるという仕事は当然要るのですが、そういうものがあれば窓口の負担は相当軽くなると思えます。

それともう一つ、もっと高度な相談が来て窓口では対応できないという場合は、例えば中央にもっと高度な専門家を要した、例えば特許事務所か何か分かりませんが、そういうところがあって、その窓口を経由してそこへ相談が行くというような仕組み、何段階

かに、最低でも2段階ぐらいの体制を準備することによって、現場の負担というのは相当軽減できるような気がして、そうすると、特にそういう専門知識が豊富でないところでも、やろうと思えばできますよというところが出てくるだろうと思いますし、それからもう一つは、例えば複数の府県にまたがって、うちでやりますというところも出てくるような気がします。

そうしないと、人が足りないだろうと思うので、今までどおりのやり方だとかなり人を食うというか、優秀な人材がたくさんいないとできないみたいな話になっていると思うのですが、そこはもう少し何か工夫すれば、業務の効率化みたいなものができるような気がしております。これは別に注文というわけではなくて、参考に聞いていただければいいだけの話ですが、そういう感想を持ちました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 石田です。今の話の続きで、例えば皆さんはチャットボットなんていうのはお使いになっていらっしゃるのでしょうか。

○場崎部長 I N P I Tとしては、実は簡単な手続相談ですか制度の問合せというのは、相談部というところもございまして、そちらのほうではチャットボットを使ってインターネット上で、先ほどの簡単な質問というか、繰り返し何度も出てくるような質問に対しては対応できているかと思っております。

○石田副主査 分かりました。

確保されるべきサービスの質の利用者アンケートについて教えていただきたいのですが、利用者アンケート数は2万8,665通ということですが、相談件数自体は12万2,727件ですよね。そうすると、20%の回答という理解で良いのでしょうか。

○場崎部長 今、計算はあれですけど、そのくらいになると思います。要は12万件のうちの2万8,000件というふうに御理解いただいて間違いありません。

○石田副主査 それは見せていただくと窓口利用者ということですので、先ほどの御説明ですと、窓口に来て、簡単な事例だとそこで解決できるけれども、そうではないいろいろなとつなげていってというお話ですので、窓口で簡単に解決できた方からの回答ということでしょうか。

○場崎部長 実際はどの時点で回答するかというと、多分一定の相談の回答が得られたところでの回答ということになると思っております。ですので、持ち帰っていただいて、後

から郵送で出していただいたり、ファクス、あまりファクスはないかもしれませんが。あとはネット上で入力フォームなどを用意してございますので、さらなる相談、2回目、3回目を受けた後で、納得いったところで回答いただいているものと思っております。

○石田副主査 窓口利用者2万8,665というのは、何回も相談に行くと、これは相談件数は12万2,000というふうに重複になっていくのでしょうか。それとも一つのところは一つでしょうか、この相談件数の数え方は。

○場崎部長 12万件については、相談の回数が増えるとダブルカウントしていきます。アンケートの配布については、1案件といいますか、一つの相談について1回、最初のお渡ししているというイメージでございます。

○石田副主査 分かりました。アンケートは、紙のところにアドレスか何かを書いてあって、答えてくださいという形になっているのでしょうか。

○場崎部長 紙でその場で出すもの、紙に書いてファクスで送る、あと紙にアドレスが書いてあって、後ほど自分の家からネットで回答いただくという方法が主な方法でございます。

○石田副主査 分かりました。少し危惧したのは、非常に良いことなのですが、満足度が高いので、誰が回答したかが分かるような形になっていると、なかなか厳しい御意見って集まらないと思うので、匿名性を確保した上でアンケートを回収して、今後の事業の改善に役立つような形のアンケートになっているのかと。もしそうであればこの結果は非常に良い、もしもそうでないのであれば改善の検討をしていただきたいということです。

以上です。ありがとうございました。

○事務局 そのほかに御質問等ありますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何か確認すべきことはありますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 委員から改善提案のような御意見があったのですが、結論としては、今回市場化テストを終了する方向でというふうに思っておりますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告させていただきたいと思えます。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございます。事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございます。

次の議案にまいりたいと思います。

それでは、退室をお願いいたします。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館退室）

（総務省消防庁消防大学校入室）

○事務局 それでは次に、「消防大学校施設の管理・運営等業務」の実施状況につきまして、消防大学校庶務課、清田課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○清田課長 消防大学校庶務課の清田と申します。よろしくお願いいたします。

では、御説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。消防大学校施設の管理・運営業務について御説明申し上げます。1ページでございます。

事業の概要につきましては、消防大学校の建築物及び各施設の運転・監視、日常点検等業務を委託するものでございます。

実施期間につきましては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間となっております。

受託民間事業者は、日東カストディアル・サービス株式会社でございます。

契約金額につきましては、5年契約の国庫債務負担行為を組ませていただいております。合計で2億6,880万円でございます。これは5年間、単純に割りますと、単年度当たり5,376万円となっております。

入札の状況でございます。2者応札でございまして、仕様書等配布業者は6者に仕様書等をお渡ししてございまして、そのうち4者が説明会に参加していただいております。結果、2者応札となっております。

事業の目的でございます。事業の目的につきましては、合計16の業務につきまして、民間事業者の創意と工夫を活用することで業務の質の向上が図られるよう、一体的に業務委託を行うものでございます。

資料B-2を御覧ください。消防大学校の業務の概要でございますけれども、消防大学校は、消防組織法第5条に基づきまして、消防につきましては市町村消防ということで、市町村職員が消防業務を担っておりますので、それらの幹部を育成するというので、消

防大大学校は消防の最高教育訓練機関として活動してございます。

資料の左の上のほうでございますけれども、もともと講習所でございます、昭和34年に創設されて、令和5年度の入校予定者、学生の数は1,524名になってございまして、これは全国の消防職員16万人おりますものですから、割り返しますと、1%ぐらいの方は幹部として消防大学校にお見えになって研修をするという仕組みになってございます。内容につきましては、総合教育と専科教育、実務講習と様々な学科・コースを用意しております、年間を通じて研修をしてございます。

右のほうを御覧いただきますと、研修の施設でございますけれども、これは全寮制になってございまして、2つの寄宿舎がございます。まず、1つ目は南寮ということで、写真がございまして、これはメゾネットタイプということで、半個室の6名で1室というタイプになってございます。また、右のほうに北寮というのがございまして、これは個室タイプでございます。ただ、いずれも共同浴室、共同トイレということで、若干感染症等々には弱いような体制になってございます。

右下を見ていただきますと、実際に行っている訓練でございますけれども、ここに4つ写真がございまして、多数傷病者の訓練ですとか、あるいはサリンなどNBCの災害対応と、それから左下のほうですけれども、実際、火を使った実働訓練ということで、特殊な設備や資機材を用いまして訓練を行ってございます。

最後、左の下のほうに青で囲ってございますけれども、これらの運営をするために、市場化テストといたしまして、先ほど申しました合計16の業務を委託しているという事業内容になってございます。

資料2-1に戻っていただきまして、2ページでございます。評価についてでございます。

1の事業の質に関する評価でございますけれども、まず(1)包括的な質でございます。こちらにつきましては、測定指標につきまして、確実かつ適切に実施されたと認められるということで、「適」としてございます。

2ページの表の下ですけれども、施設利用者アンケートの満足度ということで、これは学校の寄宿舎に入寮する学生全員を対象にしましてアンケートを実施しております、測定指標では3段階評価の「普通」以上の評価が85%以上という指標を設けてございまして、その結果が記されてございます。2ページ一番下ですけれども、令和元年度は「普通以上」が98.5%です。ただ、ここも元年度から3年度まで、新型コロナの影響がございまして、

学科の中止ですとか延期ですとか、そういったものもございますけれども、それを除きまして98.5%。3ページをめくっていただきまして、令和2年度が同じく98.9%、令和3年度が同じく98.3%ということで十分な満足度、令和4年度が98.3%ということで十分な満足度を得てございます。

3ページ、下の(2)でございますけれども、個別業務の質につきましては、業務報告書の内容等から確実かつ適切に実施されたと認められてございます。

めくって4ページを見ていただきますと、ここに各業務につきましての測定指標とその評価が載っております。4ページから5ページでございますけれども、いずれの業務につきましても確実かつ適切に実際されたと認められるということで、「適」というふうに評価してございます。

5ページめくっていただきまして、個別業務の質について同じ表がございまして、5ページの下の方の(3)でございます。これは民間事業者からの改善提案による改善実施事項ということで、これまでの4年間における主なものにつきまして、4項目掲げさせていただきます。

まず、①でございます。①は消費電力の節減ということでございまして、いろいろな民間事業者からの御提案ですとか、あるいは小まめにスイッチを切るなど対応していただいた結果、最後の行ですけれども、平成20年度に比べまして9.4%の電力量の削減となっております。これは電気料が昨今、増嵩していますけれども、現在の燃料調整単価等で計算しますと、この節電効果で毎年約400万円の節約になっていると申せます。

次に、下の②でございます。これは建物施設・設備の経年劣化・老朽化に伴います故障・不具合への対応ということでございまして、めくって6ページをお願いいたします。これは改善提案の具体的なものを、ちょっと細かいのですが、4つほど掲げさせていただきます。

まず、1つ目のポツですけれども、これは訓練で使用します井戸水の地下配管が、地下で漏水していることが業者の指摘で判明しまして、結果、当面の訓練の運用を見直すとともに、新しい井水のポンプを整備することにつながってございます。

2つ目のポツですけれども、これは寮の屋上の高架水槽が台風で傷んでいるのを早期に発見していただきまして、この場合も当該高架水槽の設備の修繕につながっておりまして、人身事故が危ないですので、その辺の防止にも役立ったという事例でございます。

3つ目のポツが火災報知機でございます。これは誤作動がございまして、これも原因が

訓練の実施に伴うものということが民間事業者の指摘で分かりましたものですから、これにつきましては、結果としましては今後の予算が取れ次第、火災報知機の次期更新というのを考えているんですけども、この仕様書を作成しているところでございまして、この仕様書に、その結果に基づきまして無線機プロテクター対策を盛り込むという結果につながってございます。

4つ目のポツ、これは設備整備全般的なことですけれども、これは私どもの施設はほとんどが20年超たっておりますものですから、当初の施工図面から変わっているところはかなりございまして、それにつきましては民間事業者が日々点検・運転していることがございますので、それらの現状の把握ですとか、あるいは老朽化の改修でいろんなアドバイスもいただいていますので、これは非常に施設設備の長寿命化に貢献しているということ、以上4つでございます。

6ページ下側ですけれども、③でございます。先ほど申しましたコロナの感染が、学生に去年の7月と10月にかなり多人数が感染する事例が出まして、その際にも民間事業者の専門的な知見ということで、具体的に申しますと、例えばアクリル板ですとか、アルコール消毒剤をどこに置くかとか、その隔離もしないといけないものですから、そういった場合の生活器具、湯沸器とか加湿器とか、そういった物が必要になってきます。そのようなことの相談、あるいは感染防止のためのサーキュレーターですとか空気清浄機、オゾン発生器などいろんな提案を受けた上で整備をしまして、これも先ほど申しましたように、特に共同生活で、なおかつメゾネットタイプということで、感染が拡大するリスクがあるものですから、その辺の防止にも非常に役立ったということがございます。

めくっていただき、7ページでございます。上のほうは、先ほど普通とか3段階評価のほかに、学生の方にはコメントも書いていただく内容のアンケートにしていまして、その中で特に、細かい話ですけれども、清掃作業員の挨拶が気持ちいいとか、研修が非常にいい環境でできた、あるいは心遣いを感じられる、丁寧に清潔感あふれる状況だったというコメントがかなり寄せられたものですから、そういったことも質という面では非常に私どもとしてはありがたいというふうに考えてございます。

最後、④でございましてけれども、これは警備業務の強化ということでございます。私ども消防大学校は、昔は周りが畑でしたが、今は全部住宅地になりまして、例えば近隣から苦情がまいります。具体的には、極端なことを申しますと、実働訓練をするものですから、昼間ですが、声とかが近所に聞こえて、それがどうかということ、あるいは秋になります

と落ち葉が飛んでくる、そういった細かい苦情も近隣から寄せられることがありまして、これもこの警備業務の中でやっていただいておりますので、丁寧な対応をしていただいているということと、2つポツがありますけれども、警備業務の効率化ですとか、あるいは防犯の強化ということも御提案をいただいて、業務を進めていただいております。

以上が質に関するものでございます。

7ページの下のところでございます。御覧いただきますと、次、2の実施経費についての評価でございます。

まず、(1)は実施経費の状況ということでございます。ちょっと細かくて恐縮ですが、7ページの表につきましては、市場化テスト導入前の20年度を従来の経費としまして比較した表でございます。

めくっていただきまして、8ページの中ほどの表、これは市場化の第1期（平成22年から24年度）の経費と第4期（今期）の経費を比較した表でございます。2つ、実施経費の比較をつくってございます。

その評価ですけれども、8ページの下、(2)を見ていただきますと、上のほうが今の1つ目の表でございまして、20年度をベースとしますと、ここにありますように77万4,000円（1.5%）の経費削減ということが求められました。下の「また」以下が下の2つ目の表ですが、第1期と第4期の実施経費を比較しますと、大きく474万6,000円（8.2%）の減ということで、かなり大きなコストの削減、節減効果が見られたということでございます。

めくっていただきまして、9ページでございます。3のその他でございますけれども、消防大学校第4期につきましては、その他を見ていただきますと、契約期間を3年から5年の複数年契約ということで、延長させていただいております。この結果、ここにも書いてありますとおり、物価上昇局面に振れます中で、かなりこのような経費の節減が図れたのではないかというふうに分析、評価してございます。

さらには、私ども庶務課の業務を整理しておりますので、ここにありますように人員の削減、これは具体的には兼務職員を1名減ということで、兼務の職員がおりましたが、その1名を削減するような、事務処理体制のところでも効果があったというふうに言えるかと思えます。

続きましては、9ページの4でございます。消防大学校で設けました外部の評価委員会に対しまして、この評価内容、実施結果につきまして5月9日に付議をさせていただいて

説明を行い、チェックを受けた結果、「目標を達成して適正である」という外部評価委員会の評価を得てございます。さらには、終了プロセスに移行していったらどうかということで、確認をいただいております。

最後9ページ、5のまとめでございます。これは6項目、⑥まででございますけれども、まず今まで説明しましたとおり、公共サービスの質の面、それから経費コストの削減の面、いずれも所要の成果を上げたというふうに自ら評価させていただいております。

最後、めくっていただきまして、10ページでございます。今後の方針でございますけれども、先ほど申しましたように、次期事業につきましては終了プロセスに移行させていただきたいということでございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、評価（案）につきまして、資料B-1に基づき御説明させていただきます。

まず、1番の事業の概要等ですが、こちらは総務省より説明がありましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、II、評価について、評価の結論としましては、終了プロセスに移行することが適当と考えます。

以下、検討内容につきまして御説明させていただきます。

2ページ目から4ページ目記載の（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては、いずれも達成されておまして、質について評価できるものと考えております。また、3ページ目から4ページ目に記載の民間事業者からの改善提案につきましても、公共サービスの質の維持向上に資するものと評価しております。

次に、4ページ目から5ページ目記載の（3）実施経費ですが、おおむね良好な実施状況と評価されました市場化テスト第1期目と比べまして8.2%削減を達成しており、市場化テスト実施によって引き続き経費削減が達成されております。

次に、5ページ目から6ページ目記載の（4）競争性改善のための取組ですが、市場化テスト導入後は各種業務を一括の上、複数年度で契約を行っているほか、応札者の拡大に資する取組を各種実施しているところでございます。

次に、6 ページ目記載の（5）新プロセス移行後の状況につきまして、本事業は市場化テスト第1期目において終了プロセスの基準を満たしていることから、新プロセスに移行している事業となりまして、新プロセス移行後も複数応札となっており、また昨今の社会経済情勢下におきましても、経費の節減が図られるとともに、委託者における契約・支払事務の負担軽減や業務の効率化につながっているところでございます。

同じく6 ページ目記載の（6）評価のまとめにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、質について確保されており、また経費についても削減されております。競争性についても複数者の応札が得られております。また、本事業の実施期間中に受託民間事業者の法令違反行為等もなく、今後は消防大学校に設置されております外部有識者等で構成される評価委員会におきまして、事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に7 ページ目記載の（7）今後の方針につきまして、これまで申し上げましたとおり、市場化テスト第1期目で終了プロセスの基準を満たしており、良好な実施状況が現行事業でも継続していることから、本事業につきましては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました本事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、よろしく申し上げます。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。終了プロセス移行の方向と今認識しておりますが、若干慎重な検討が必要かもしれませんので、お伺いをする次第でございます。

資料B-3でございます。B-3の事業実施者を拝見すると、平成22年以降、恐らく同じ事業者がずっと4期連続で落札なさっているかと思えます。今般の第4期（審議対象事業）を拝見すると、2者応札で、1者が超過してしまっていると。そして、今回落札なさったところの落札率がかなり高い水準です。

さらに、資料2-2でございます。こちらの②実施状況の更なる改善が困難な事情の分析という部分でございます。これを拝見すると、これは通常の建物の管理のみならず、読み上げますと、「消防設備や火気を使用する訓練設備等、一般的な施設とは異なる特殊な設備があること等から、受託可能な事業者については一定の制約がある」と。恐らくこれは

通常のビルにあるような通常の消防設備ではなくて、まさに消防士の方々が訓練で使うような特殊な設備があるのかなと推測するところでございます。

ここでちょっと心配なのが、この後、終了プロセスに移行した後、現状の受託者以外の方が応札して、かつ価格を超過しないという見込みはあるのでございましょうか。いかがでしょうか。

○清田課長 消防大学校庶務課、清田でございます。御回答申し上げます。

今の御質問ですけれども、2者応札でございまして、資料2-2、ここは委員が今おっしゃったとおりでございまして、先ほどB-2の資料で御説明した様々な特殊な設備があるということで、いろいろな火を扱ったような設備もありますものですから、これも応札しなかった先ほど申した4者、説明会にお越しになって、応札がなかったところも含めてヒアリングしていますので、先生おっしゃったとおりでございます。

今後の見込みにつきましては、なかなか難しい、本当に難しい面もあるのですが、これはあくまでも私どもの考えでございましてけれども、今回、4期につきましては3年から5年に期間を2年延長しまして、これは何らか効果があったと思うんですけども、これはほかの今参加していない業者の方も長期間であれば収支が見込めるということがございますので、それはプラスに働いたと思うのですが、その一方で、新しい業務に参入するということとなりますと、人を抱える環境は人件費が上がっている局面にあったと思われまして、新たに人を雇って私どもの業務に参入するということは、業者の方から見ると、新しく事業を請け負うことのリスクをいろいろ判断されて応札されているのだなど。それがまずございます。

今回の2者応札で、落札できなかった方の会社も、これをベースに考えられたと思っております。

さらには、現場で説明もさせていただいてまして、実際の設備ですとか、業務内容も詳しく現地で説明させていただいた上で応札していただいておりますので、そこは今回の場合でいくと、この会社の経営上の判断として応札いただいたんですけども、高い額で来たものですが、そこはいろいろな事情があると思われまして、今後のことについては全く分かりませんが、いただいているチェックリストにあるような取組をし、現行事業者が決して有利にならないようなことをさせていただいた上で手続を進めていきたいと考えてございます。

答えは難しいのですが、現状はそのようなことでございます。よろしく願いいた

します。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。念のため、B-3でございますけれども、2者応札で超過してしまった業者について、差し支えのない範囲で構いません、大体どのくらい超過してしまったのでしょうか。

○清田課長 これは割り戻しますと、予定価格を3割程度上回る金額でございます。

○辻副主査 なるほど。結構超過しているという印象を受けました。

○清田課長 これも後で調べてみたのですが、この会社は中小企業のレベルの業者なので、その辺の経営上の判断とかいろいろあって、この額でないと、ということがあろうかと思えます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。そうすると、先ほどおっしゃっていた特殊な設備があるからという点が非常にネックになっているのかなという印象を今受けているところでございます。

そこでもう一つだけ、質問でございます。資料2-1の9ページ目の4番、評価委員会からの評価でございます。「消防大学校施設の管理・運営業務に係る評価委員会」で目標を達成し適正であるとの評価が出たということはいただいておりますけれども、念のため、今、言及したような特殊な部分を切り出して、特定部分は別途委託するなり、官側がやるなり、それ以外の通常の一般的な施設管理の部分を分離するという議論はなされたのでございましょうか。

○清田課長 庶務課の清田でございます。その部分の検討はいたしてございません。私どもとしては一体的にやっていただいたほうが効率的と思われまして、そこで切り出していくと、責任分担のところも難しくなってしまうので、一括したという意向がございます。

以上でございます。

○辻副主査 念のため、今まとめると、評価委員会においては特殊な部分の切り出しの必要性とか許容性については、そもそも議題になっていないという理解でよろしいでしょうか。

○清田課長 そのとおりでございます。

○辻副主査 分かりました。一旦、私からは結構でございます。

○清田課長 ありがとうございます。

○事務局 そのほかの委員の方々、御意見等ありますでしょうか。稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 先ほど辻委員からも発言があったところで、事前の打合せでもちょっと申し上げたのですが、これは総務省の文言というよりは公共サービス改革推進室の評価のまとめ、資料でいうとB-1の6ページの(6)評価のまとめのところの書きぶりなのですが、下から5行目「また、競争性について」のところ、今お話を聞いていると、若干短絡的な感じがしております。先ほど辻委員さんが上手にヒアリングなさいましたように、恐らく2つの要因があって、競争性の確保に若干難があるような感じがしています。

1つ目が、これは総務省の説明にもございましたが、人件費の上昇みたいなマクロ経済の影響を受けた環境変化の側面と、それからもう一つが、今回の管理業務が消防関連の専門的な施設の管理みたいなものもあって、言ってみれば業務の特殊性みたいなものがある。そう考えてくると、その2つのこともあって、先ほどの話もありましたけれども、新規で慣れてないような企業、あるいは企業の規模にもよるかもしれませんが、参入するには結構難しい環境でもあり、事業の特殊性もあるのかなというふうに感じました。

そう考えていくと、6ページの「また、競争性について」のところは、留保なく競争性が確保されていると言ってしまうといいかどうか、若干、そうではないのではないかと思います。ですから、事務局にはこのあたりを留保をつけるべきでは、という意味ではないのですが、一定程度の競争性が確保されているとか、辛うじて競争性が確保されている、というのはちょっと言い過ぎかもしれないですが、そのあたり、なぜそういう判断になるのかということ、さっき言ったような2つの要因のようなものをちょっと書いていただいて、そういった環境の中で一定程度の競争性が確保されているといったような形で、若干留保して評価しておいたほうがいいのかと思っています。このことをつけることによって、新プロセスから終了プロセスへの移行については、辻委員はじめ、ほかの委員の方がどう判断されるかだと思いますけれども、私は結論的にはよろしいんじゃないかと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。本件について事務局のほうから。ほかの委員の御意見も踏まえた上でございますが、そこは評価での整理の仕方は、今の御指摘を踏まえて考えさせていただきたいと思います。稲生委員、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 それで結構だと思います。せっかく2者応札ではあったのだけれども、2者応札だから競争性発揮、と言ってしまうのはショートカットし過ぎかなということですので、そのあたりは、若干留保の上、評価する形にしたほうが私はいいのではないかと思います。これはお任せしますので、御検討ください。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私のほうから1点だけ確認したいのですが、資料2-1の2ページの施設利用者アンケート満足度の中で、「なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1科・1コースが中止となった」。以下、同じように、令和2年度、令和3年度それぞれ中止になったコースがあったということで、学校が閉校になったということはなかったのですか。8ページ目の最後に8.2%の削減の経費につながったのだと書いてありますが、閉校になった影響で8.2%まで下がったということはないのでしょうか。

○清田課長 消防大学校、清田でございます。ありがとうございます。先生がおっしゃった件につきましては、学校を閉めたことはございません。いずれもそこは工夫してやっております、感染が拡大したときだけ一部のコースを中止したということでございまして、学校を閉校にしたことはございません。一つとしては、リモート授業なんかも導入しまして、集合研修とリモート授業とを併せていろいろ工夫をしまして、なるべく授業、研修を継続するようというところでやらせていただいております。

先生がおっしゃるように、コースが若干減じておりますので、例えばトイレットペーパーですとか、そういった消耗品の類は若干安くなっている面はあると存じます。

以上でございます。ありがとうございます。

○石村専門委員 確認ですけれど、5ページ目の(3)に消費電力の節減に関する貢献という形で、LEDの照明や何かに変えたことによって電力消費量が減ったとかいうのは、コロナの感染で、今、リモートに変えたっておっしゃいましたが、それは経費削減効果に影響があったということはないということでしょうか。

○清田課長 おっしゃるとおりでございます。

○石村専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○清田課長 ありがとうございます。

○事務局 小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 これちょっと余計なことですが、さきほど近所からの苦

情が大分来るといようなお話をされていたのですが、今ちょっと確認したら非常にいい場所にあるんですね。三鷹のど真ん中と言ったらあれですけど、住宅地としては非常にいいところで、これだったら僕は消防大学校は移転したほうがいいのではないかと、実は思っていました。

敷地を見たら今の時代では少し狭くて、大声出せば聞こえるだろうくらいですので、例えばもっと郊外の、どこがいいか分かりませんが、富士山麓あたりへ行けば広大な敷地があって、しかも全寮制なので、便利な場所にある必要はあんまりないのかなという気もするので、そういうことをお考えるといいのかと。これは感想だけでございますが、申し上げておきます、御検討になるかどうかは別ですけども、ちょっとそういうことを思いました。

以上です。

○清田課長 ありがとうございます。

○事務局 そのほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。ないようでしたら、事務局のほうから何か確認すべき事項ありますでしょうか。

○事務局 競争性の確保という意味で、同じ落札業者が続いているということと、あと直近の入札におきまして1者の予定価格超過が結構大きいということですので、評価（案）の最後、(7)の今後の方針に書かせていただいておりますけれども、今後も事業の枠組み等について継続的な検討を行っていただければということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 消防大学校の移転の話はさておき、今回4期目で、ずっと複数応札にはなっているのですが、同じ会社がずっと長年続いているということと、もう1者が予定価格を超えているというところで、本当にきちんと競争性が確保できているのかどうかという懸念については、複数の委員からの御意見があったとおりのため、この点については評価に記載させていただいて、しかしながら結論としては今回終了という方向でよろしいのではないかと考えておりますが、委員の先生方、そういう方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、事務局におかれましては、各委員の意見も踏まえた上で評価について記載ぶりを変えていただいて、またメール等で各委員の目に見えるような形で確認をさせ

ていただけたらと思います。それを踏まえた上で、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告させていただきたいと思います。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、評価（案）の修正等につきましては、事務局を通じて各委員の皆様方に御確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

それでは、消防大学の皆様方、御退室をお願いいたします。

○清田課長 ありがとうございます。

（総務省消防庁消防大学校退室）

（国立研究開発法人産業技術総合研究所入室）

○事務局 それでは、次の案件に移りたいと思います。「産業技術総合研究所の設備等維持管理業務（つくば西ー7棟）」の実施状況につきまして、国立研究開発法人産業技術総合研究所T I A推進センターの一木ユニット長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は要点を10分程度でお願いいたします。

○一木ユニット長 産業技術総合研究所の一木でございます。これより、産総研（つくば西ー7棟）設備等の維持管理業務における民間競争入札事業の実施状況につきまして、資料3に基づき御説明いたします。

1番の事業の概要につきましては、西ー7棟の建設設備等を良好に管理するとともに適切な保全等を実施し、省エネルギー・省コストを考慮した運転管理を行うことによって、研究所の業務遂行を円滑に実施することを目的として、受託事業者であるTME S株式会社が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を業務期間として実施しております。

受託事業者を決定した経緯は、(4)受託事業者決定の経緯のとおり、技術提案審査による総合評価落札方式により令和4年2月7日に開札を実施した結果、同事業者が落札者として決定したものです。

なお、複数者に入札参加を促す取組としまして、複数年契約の導入、総合評価落札方式の導入、従来の実施状況に関する情報の開示、作業現場に案内した現場説明会の実施及び業務責任者の資格要件の緩和等を実施することによって複数者の参加が得られ、競争性が確保されたと考えております。

2 ページ目ですけれども、2 の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価に関しましては、(1) 確保されるべきサービスの質及び達成の状況の表に記載のとおり、平常時及び緊急時のいずれにおいても確保すべき重要な事項、指標を満足しているものと認められます。

また、(2) 確保すべき水準及び達成状況の評価の確保すべき水準に示した要求に対しては、実施結果、その次の3 ページ目に記載したとおり、各種の点検業務等については、業務仕様書に従って維持管理業務を行い、各設備を良好に運転・管理・維持したことにより、総括的な質も達成できたと認められます。特にクリーンルームの管理は、年間を通じて運用を停止することができないために、要求される研究環境を一定に保つとともに、各種エネルギー等の供給を停止することなく施設管理ができております。

さらに確保されるべきサービスの質を落とさずに電力消費量を抑制する取組を実施した結果、令和4年度は23万6,256キロワットアワーの削減を行うことができたほか、緊急時の空気呼吸器の使用訓練や廃液漏えいを想定した環境事故訓練等を自主的に実施するなどして、業務遂行能力を向上させる取組を行うなどのサービスの質の維持向上が認められます。

電力消費の削減量の内訳に関しては、実施結果の表を御覧ください。

3 ポツにあります実施経費に関する状況及び評価についてですが、実施経費は(1)の実施経費にありますように、市場化テスト導入前の令和3年度の従来経費と市場化テスト導入後の令和4年度から令和5年度の2か年平均額を比較すると、1か年当たり7,700万円減額となっており、率にして12.7%減でございます。令和3年度と令和4年度のそれぞれの年度において、建物の棟数、規模に増減はなく、維持管理の対象項目にも変更がないことから、競争性が確保された結果、競争による経費削減効果があったものと考えられます。これらのことから、実施経費は削減されていると認められます。

御参考までに、TSMC ジャパン 3D IC 研究開発センター株式会社が、共同研究契約に基づいて西7F棟の利用を開始し、同建物内のクリーンルームなどの増強改修工事が完成したことを受けて、令和4年4月1日付で3,860万円増額変更契約を締結し、維持管理業務の合計経費が10億9,460万円となっています。

4、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等につきまして、改善提案項目に記載しているIoTツールを用いた省人化とクリーンルーム外調機の能力改善の2項目の改善提案があり、それぞれを実施した結果は実施結果に記載しております。

I o Tツールの導入に関しては、巡視時の危険リスクの低減と巡視業務に要していた時間を、1日当たり約3.6時間の省人化を達成しております。また、クリーンルーム外調機の能力改善に関しても、提案を受けたダクト経路変更やインバーターの調整を行うことにより室圧状態が改善され、クリーンルームの安定稼働に寄与しているところです。

以上の内容をもとに、5、産総研で設置した外部有識者からなる評価委員会に諮ったところ、(1)の評価のとおり、民間事業者からの改善提案による実施項目について、各設備のサービスを維持した上で、「入札における競争性の確保」「確保されるべきサービスの質」と「経費削減効果」について目標の達成が認められるとの評価と、(2)意見として、市場化テスト終了後も本業務の入札に当たり導入した競争性の確保のための取組などを実施し、確保されるべきサービスの質の維持、経費削減について、市場化テストで得られた結果を踏まえ安全面も考慮した上で継続して取り組み、さらなる効果を期待する旨をいただいているところです。

以上、御説明した各項目の結果を踏まえた、6、評価のまとめとしまして、「確保されるサービスの質及び達成状況」については、事故等の発生もなく、研究所の業務継続が確保され、施設環境が常時適切な状態で確保されていたことから、目標を達成したと認められます。「確保すべき水準及び達成状況」においては、業務仕様書に明示された事項が確実に実施され、研究所の業務継続に貢献しており、確保されるべき水準を満たしていることから、目標を達成したと認められます。

5ページにいきまして、民間事業者からの改善提案に関する実施状況においては、民間事業者からの改善提案による業務の効率化が図られたと認められております。実施経費についても、従来経費（令和3年度：市場化テスト期間中）と令和4年度から令和5年度の2か年平均額と比較した結果、7,700万円の減額となっており、本事業の実施経費は実質的に削減されていると認められます。

7、今後の事業方針として、民間競争入札を実施した結果、(1)令和4年度に、民間事業者が業務改善等を受けたり、業務に係る法令違反を行ったりした実績はなく、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について目標を達成している。

(2)本業務の一般競争入札では、入札参加者数が2者以上であり、競争性が確保されている。

(3)産総研では、外部有識者を含む評価委員会を設置済みである。

(4)実施経費について、従来経費より7,700万円減額していることから、実質的に

削減されていると認められます。

以上のように、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスに運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施経過が得られていることから、本事業については市場化テストを終了し、産総研の責任において行うこととしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会の審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き競争性の確保、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図る努力をしてみたいと考えている所存です。

説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価（案）につきまして、事務局のほうから説明をいたします。

○事務局 総務省より、評価（案）案について説明させていただきます。資料C-1を御覧ください。

まず、本事案の概要につきましては、今ほど実施機関から説明がありましたので、割愛させていただきます。

事業の選定の経緯につきまして、本事業は令和3年7月の基本方針において、1者応札が継続し、競争性に課題があることから選定され、令和4年4月から市場化テストを開始しております。2年契約のうちの1年が経過しましたので、このたび第1期の評価を御審議いただくことになっております。

それでは、評価（案）について説明させていただきます。評価としましては、現在実施中の事業をもって終了プロセスへ移行したいと考えております。

それでは、次ページから、検討状況について御説明させていただきます。評価に当たっては、実施機関から提出された令和4年4月から令和5年3月までの1年間の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価を行いました。

まず、確保されるべき質の達成状況は、全ての項目において達成されていることが確認できております。

2つ目は、民間事業者からの改善提案について、一例ではありますけれども、巡視業務においてIoTツールを用いた省人化や、クリーンルーム外調機の能力改善といった環境改善が図られていることが確認できております。

3つ目としまして、実施経費の状況になります。実施経費につきましては、従来経費と比較すると12.7%の削減を達成し、約1億4,400万円、年にしまして7,700万円の削減が図られていることが確認できています。

4つ目は、競争性の改善の取組状況になります。本委員会における意見等を踏まえ、契約期間の延長、グループ入札、入札現場説明会の実施、総合評価落札方式の導入、入札参加資格の要件緩和を行った結果、複数応札となり、改善が確認できております。

以上を踏まえ、評価のまとめになります。対象公共サービスの実施内容に関する評価に記載のとおり、業務の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定された質については、令和4年度は全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者からの改善提案についても、クリーンルームの安定稼働に寄与し、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮され、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、先ほどの実施経費に記載したとおり、約1億4,400万円、年平均7,700万円の削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

競争性の課題についても、契約期間の延長をはじめとする改善を図ったことにより、競争性が確保されています。

また、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置も、法令違反行為等もありませんでした。

今後においては、産業技術総合研究所に設置している外部有識者を含む評価委員会において、事業の実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、6、今後の方針になります。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II.1.(1)の良好な結果の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することにしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後の実施事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監視委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、産業技術総合研究所が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めていきたいと思っております。

以上が説明になります。ご審議方、よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。念のため、1点だけお伺いさせてください。終了プロセス移行の結論については、私も異議はないところでございます。C-3の審議対象事業の予定価格超過が1者とございまして、差し支えない範囲で、どの程度超過なさっていたのでございましょうか。

○五十嵐相談役 産総研、五十嵐がお答えいたします。予定価格等につきましては公表事項ではございませんので、直接金額の提示については差し控えさせていただきたいと思っておりますが、予定価格を超過した事業者につきましては、大体予定価格の1%弱程度の超過額ということになっております。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、稲生委員、よろしくをお願いいたします。

○稲生専門委員 私も確認だけで、結論に異論があるわけではありません。今回の業務について、資料C-2を改めて見ていると、クリーンルームの監視業務といったようなものが一部含まれていたり、ガス・薬品類供給管理といった割と専門性が高く、その一方で、公サ法に基づく民間競争入札を取り入れたところ、きちんと競争が起こって、他の事業者が入ってきて、競争相手が入ってきたということで、ある種、理想的な競争環境を形成いただいたのではないかと思います。

したがって、このTME Sさんという事業者の、経緯を調べてみると、結局、高砂熱学工業グループの子会社でありまして、それ自体は同じようなグループ、あるいは本体がずっと請け負ってきた事業を受け継がれた感じにはなっているものの、公サ法の枠組みで競争が起こって、それも割と厳しい競争が起こった結果、落札率も8割台ですか、かなりうまくいったのではないかなということで、産総研さんの努力の成果が現れていると思いました。

それで最後に、1点確認だけですけれども、今までずっと、単年度契約でやってまいりまして、確かに、新規参入しようと思っても1年間ということで、なかなか厳しいのではないかなと思ったわけですが、今回1期目ということで、2年にしています。今後において、さらに長くするというアイデアはなかなか難しいのでしょうか。あるいはその場合、産総

研さんのほうで、いや、3年、4年では困るという理由があるのでしょうか。この点について最後に確認させていただければと存じます。お願いいたします。

○五十嵐相談役 産総研の五十嵐がお答えいたします。今の質問に関しましては、複数年契約の導入ということで、これについては業者さんからもコメントをいただいておりますが、複数年のほうが次の年度の作業員の確保とか、いろいろな問題があるので、できれば複数年契約を望みたいという希望が出ていますようです。産総研としましては、制限なく長くするのは考えものですが、2年もしくは3年程度で契約を履行していくことについては、特に問題はないと思っております。

○稲生専門委員 分かりました。さらに新規参入を求めるとするならば、もう少し長くてもいいのではないかと思いつつも、昨今の人手不足もあるので、あんまり長過ぎるのは逆にリスクになってしまうので、そこら辺はあるのですが、この手の施設管理の案件で2年間は短めだと思います。

結論は終了プロセスで結構ですけれど、今後、一層工夫をなさっていただいて、場合によっては思い切って3年とか、5年とか、そういう可能性も実はあるのではないかと感じた次第です。この点は今後の御検討に委ねたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐相談役 ありがとうございます。3年等の複数年度契約は可能かと思えます。次回以降の検討とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○稲生専門委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○事務局 そのほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから何か確認すべき事項等がございましたら、お願いいたします。

○事務局 事務局からは特にありません。ありがとうございました。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 今回の件につきまして、終了プロセスの基準を満たしておりますので、終了ということで御報告させていただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

こちらからは以上となります。

○事務局 ありがとうございました。事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

それでは、産業技術総合研究所の皆様方、御退室をお願いいたします。

○五十嵐相談役 ありがとうございました。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所退室)